

# 監 査 報 告 書

令和6年5月8日

学校法人 弘前学院  
理事会 御中

学校法人 弘前学院

監 事 吉川 功一 

監 事 佐々木 耕治 

私たちは、私立学校法第37条第3項に基づき、学校法人弘前学院の令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況及び計算書類等、すなわち事業報告書、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、事業活動収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）及び財産目録について監査を行い、以下の通り報告いたします。

## 1. 監査の方法の概要

学校法人弘前学院監事監査規則に従い、理事会、その他重要な会議に出席したほか、理事等から業務の執行の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、設置されている学校について業務及び財産の状況報告等を受けました。また、学校法人や青森監査法人から監査の報告や説明を受けるなど必要と思われる監査手続きを実施しました。

## 2. 監査の結果

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、事業報告書、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、事業活動収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）及び財産目録の記載と合致し、適法かつ正確に法人の収支状況及び財政状況を示していると認めます。
- (2) 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認めます。

以 上